

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の区域変更に伴う 特定健診・特定保健指導等における当組合の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第32条 第1項に基づき、令和2年4月17日付で緊急事態宣言区域がこれまで7都府県（埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡）としていたところ、全都道府県に区域を変更するとの通達がありました。

それを踏まえ、令和2年4月10日付の当組合からの案内につきましても7都府県を全都道府県と読み替えていただきますようお願いいたします。

【令和2年4月10日付の掲載内容】

1. 特定健診・特定保健指導の実施について

緊急事態宣言の対象となった7都府県にお住いの加入者（被保険者および被扶養者）ならびに対象地域に所在する医療機関等で実施される特定健診・特定保健指導について、少なくとも緊急事態宣言の期間は原則中止いたします。

なお、対象地域ならびに対象期間が今後拡大された場合も同様の対応となります。

2. 特定健診・特定保健指導以外の対面で行う保健事業（人間ドック、主婦の誕生日健診、前期高齢者訪問相談事業）の実施について

1. と同様に少なくとも緊急事態宣言の期間は原則中止いたします。

但し、既に予約等を行い、関係者間において周知・調整が間に合わない等やむを得ない場合、個人の責により受診するのを妨げるものではありませんが、受診の際はマスクの着用ならびに手洗い・うがい等、万全の対策を行った上で受診願います。

3. 主婦の誕生日健診の受診期間の延長について

現状を鑑み、受診期間については、2020年8月31日まで延長いたします。

なお、今後の状況により期間を延長する場合があります。

4. お願い

緊急事態宣言の対象地域以外にお住いの加入者につきましても、これ以上の感染拡大を防ぐため、特定健診・特定保健指導等の保健事業の実施について、受診時期を変更する等の対応下さいますようお願いいたします。

以 上